

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

株式会社 親和銀行

### 貸付け条件の変更等の実施状況について

本日、株式会社親和銀行（頭取 鬼木 和夫）は、平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第 7 条に基づき、同法の第 4 条および第 5 条に基づく「措置の実施状況」を公表しましたのでお知らせします。

以 上

<本件に関するご照会先>

融資部 担当：島・川野・鈴木 TEL 0956-23-3664

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	274	5,288	1,199	26,310
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	126	3,494	670	20,377
うち、実行に係る貸付債権	42	1,203	478	16,066
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	1	2	39	1,472
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	80	2,281	142	2,814
うち、取下げに係る貸付債権	3	7	11	24
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	148	1,793	529	5,932
うち、実行に係る貸付債権	40	521	327	4,091
うち、謝絶に係る貸付債権	1	3	31	277
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	104	1,237	157	1,507
うち、取下げに係る貸付債権	3	30	14	56

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	76	2,696	299	12,476
うち、実行に係る貸付債権	21	979	189	9,516
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	24	1,269
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	55	1,717	81	1,677
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	5	13

平成22年5月14日

株式会社 親和銀行

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第5条に基づく措置の実施状況

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	101	1,295	292	3,448
うち、実行に係る貸付債権	3	20	93	1,129
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	29	392
うち、審査中の貸付債権	98	1,275	145	1,566
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	25	359